

今後の検討の進め方について

1. 自動車排出ガス総合対策小委員会中間報告の今後の検討について

- 本日のご議論を踏まえて、自動車排出ガス総合対策小委員会中間報告を取りまとめ
- 次回以降、平成 19 年度の自動車 NOx・PM 法改正法附則第 2 条^{*}に基づき、法の規定に係る検討を実施
(検討の考え方)

現行基本方針の目標年度である平成 22 年度までの環境基準の達成状況及び次期総量削減計画の策定に向けて実施する将来予測シミュレーションの結果等を踏まえつつ、現行法の規定に検討を加え、講ずるべき必要な措置について検討。

(参考) 自動車 NOx・PM 法改正法附則 (平成一九年五月一八日法律第五〇号)

第二条 政府は、窒素酸化物総量削減基本方針において定める窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する目標及び粒子状物質総量削減基本方針において定める粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する目標の達成状況に応じ、この法律による改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2. 今後のスケジュールについて

- | | |
|---------------|--|
| 平成 23 年 1 月下旬 | 自動車排出ガス総合対策小委員会中間報告 |
| 3 月中旬頃 | 中間報告を踏まえた自動車 NOx・PM 法総量削減基本方針の閣議決定
⇒これを受けて、関係都府県における総量削減計画の策定 |
| 平成 23 年度～ | 自動車 NOx・PM 法の見直しに係る審議を継続し、中央環境審議会答申として取りまとめを行う
(平成 23 年秋～冬 平成 22 年度大気汚染状況取りまとめ) |